

平成 29 年度大学教育再生戦略推進費
「大学の世界展開力強化事業」審査要項（案）

平 成 2 9 年 月 日
大学の世界展開力強化事業プログラム委員会

「大学の世界展開力強化事業（ロシア、インド等との大学間交流形成支援）タイプ A：交流推進プログラム（以下「タイプA」という。）及びタイプB：プラットフォーム構築プログラム（以下「タイプB」という。）」の審査は、この審査要項に従つて行う。

1. 審査の基本方針

審査は、大学から申請された、大学の世界展開力強化を目指す交流プログラムの実施に係る事業計画及びプラットフォームの構築に係る事業計画について、教育研究活動の実績を踏まえた計画の実現性、発展性、継続性の評価により行う。

計画の審査に当たっては、日露間、日印間の二国間関係の将来的発展に対する貢献可能性についても適切に考慮するものとする。

なお、事業の多様性を確保する観点から、選定に際しては、主たる交流先の相手国、地域配置、国公私、学部・大学院、専門分野のバランスに配慮する。

2. 審査の方法

（1）審査方法・審査の枠組み

- ① 審査を実施するため「大学の世界展開力強化事業プログラム委員会」（以下「委員会」という。）の下に、委員会委員及び有識者から構成される審査部会を設置する。
- ② 審査部会においては、「書面審査」及び「面接審査」を実施する。
- ③ 委員会は、審査部会の審査結果を踏まえ、選定候補とする事業計画の決定を行う。

（2）書面審査の進め方

① 書面審査

- ・審査部会は、大学から提出された「大学の世界展開力強化事業」計画調書について、審査要項、審査基準に基づき、書面審査を行う。
なお、書面審査の進め方の詳細については、審査部会において定めることとする。

② 面接審査対象の選定

- ・審査部会は、申請書等の内容及び書面審査結果を基に、合議により面接審査対象を選定する。（面接審査件数は選定予定件数の1.5～2倍程度を予定しているが、申請状況や書面審査結果等により変動する可能性がある。）
- ・書面審査において下記「3. 審査に当たっての着眼点」の各項目に最も低い評価の項目がある事業計画については、慎重に審査を行うこととする。

（3）面接審査の進め方

① 面接審査

- ・審査部会は、事業責任者等に対し面接審査を実施する。
なお、面接審査に当たっては、審査部会において実施要領を定めることとする。

② 面接審査結果

- ・審査部会は、書面審査結果及び面接審査評価結果を踏まえ、合議による審議を経て、優先順位を付した選定候補（案）を決定する。

（4）選定候補とする事業計画の決定

委員会は、審査部会からの審査結果を受け、合議により、「1. 審査の基本方針」の観点を考慮に入れた上で選定候補とする事業計画を決定し、文部科学省に推薦する。

3. 審査に当たっての着眼点

本プログラムの選定に当たっては、下記の事項に沿って評価を行う。

なお、評価に当たっては、審査の基本方針を踏まえ、日露間、日印間の二国間関係の将来的発展に対する貢献可能性についても適切に考慮の上、事業の内容と各事項の適合性について評価するものとし、詳細は審査基準において定める。

【タイプA：交流推進プログラム】

（1）交流プログラム（事業計画の中で申請大学が実施しようとする具体的な交流活動）の内容

- 将来の日露・日印関係を見据え、両国間の連携強化に資する観点から、実学的な分野を中心に、経済的・社会的・文化的認識に根ざした、両国との架け橋となる人材やリーダーの育成を実施する教育連携プログラムとなっているか。
※ 「ロシアの生活環境大国、産業・経済の革新のための協力プラン」など、平成28年の累次の日露首脳会談で議論された事項に係る提案については、積極的に評価する。

（参考：外務省HP <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/russia/index.html>）

- 我が国の大学間交流促進の牽引役となるような先導的な事業計画であり、大学

の中長期的なビジョンのもとに戦略的な交流プログラムを実施するものとなっているか。

- 単位の相互認定や成績管理等の質の保証を伴った日本人学生の海外留学及び外国人学生の受入の双方向の交流を促進できるような交流プログラムとなっていいるか。
- 将来グローバルに活躍できる人材像とそれに基づく交流プログラムの設定や提供(学生に対する企業等におけるインターンシップ機会の提供や体験活動の実施を含む)を行うものとなっているか。
- 多様な学生に交流プログラムの参加の機会を提供できるよう、必要に応じ我が国の大学(短期大学を含む)や高等専門学校と連携して事業を行うものとなっているか。

(2) 質の保証を伴った魅力的な大学間交流の枠組み形成

- 各国の人材育成ニーズを踏まえた教育の提供に留意し、日露・日印間の連携強化に資する魅力的な大学間交流の枠組みとなっているか。
- 透明性、客観性の高い厳格な成績管理(コースワークを重視したカリキュラムの構成、GPAの導入や教員間の相互チェックなど)、学生が履修可能な上限単位数の設定、明確なシラバスの活用等による学修過程と出口管理の厳格化に努め、単位の実質化を重視しているか。
- 交流プログラムを実施するにあたり、単位の相互認定や成績管理、学位授与に至るプロセスが明確になっているか(単位互換に際しては、UMAPのUCTSなど多国間で認証しやすい単位互換基準を設定することなどが考えられる)。
- 相手大学が公的な認可等(相手大学の所在国における適正な評価団体からのアクレディテーション、ユネスコの高等教育情報ポータルに掲載されている大学であること等)を受けている大学であるか。
- 相手大学における単位制度(授業時間を含めた学習量や単位の換算方法等)、学生の履修順序、単位の相互認定の手続、アカデミックカレンダーの相違等について留意し、交流するプログラムの内容に応じたサポートの実施等により、学生の履修に支障がないよう配慮されているか。
- 短期の交流から学位取得を見据えた長期の交流までの様々な形態の交流を含む多層的な構成で、大学間交流の発展に繋がるような柔軟で発展的なプログラム構成となっているか。
- 国際公募による外国人教員の招聘や海外大学での教育経験又は国内大学で英語等による教育経験を有する日本人教員の配置、海外連携大学との教員交流、FD等による教員の資質向上など、質の高い教育が提供されるよう交流するプログラムの内容に応じた教育体制の充実が図られているか。
- ダブル・ディグリー、ジョイント・ディグリーの設計に当たっては、中央教育審議会大学分科会大学のグローバル化に関するワーキンググループ「我が国の大 学と外国の大学間におけるジョイント・ディグリー及びダブル・ディグリー等国

際共同学位プログラム構築に関するガイドライン」（平成26年11月）を踏まえたものとなっているか。

(3) 外国人学生の受入及び日本人学生の派遣のための環境整備

- 外国人学生及び日本人学生へのサポートが円滑及び適切になされるよう、関係大学間の十分な連絡・情報共有体制が整備されているか。
- 外国人学生の在籍管理のための適切な体制が整備されているか。
- 受け入れた外国人学生が学業に専念できるよう、履修指導、教育支援員・TA等の配置、学内外での諸手続き支援、カウンセリング、宿舎、学内各種資料の翻訳、就職支援等のサポート体制の充実が図られているか。
- 留学中の日本人学生が学業に専念できるとともに、帰国後の学業生活や就職活動等にも支障のないよう、留学中の日本人学生への必要な情報の提供やインターネット等を通じた相談体制の構築等がなされているか。
- 日本人学生に対して、海外への派遣前から帰国後にわたり、履修面・学習面・生活面にわたるサポート（履修指導、交流に関する情報の提供、相談サービスの実施、就職支援等）が推進されているか。
- 単位認定可能な科目、履修体系・順序、単位の相互認定の手続、アカデミックカレンダーの相違等について、学生の履修に支障がないよう十分な情報提供を行う体制がとられているか。
- 大学間交流の発展に向け、参加学生の同窓会の立ち上げ等、卒業・修了後の継続的サポート体制の構築等が図られているか。
- 留学中の日本人学生の安全管理に関する体制が十分に取られているか。
- 緊急時、災害時の対応のための留学中の日本人学生や受け入れた外国人学生をサポートするリスク管理への配慮が十分になされているか。
- 国内外でのインターンシップ等による企業体験の機会確保や、外国人学生の国内就職説明会参加、産業界からの講師等の派遣など、産業界との連携が十分に図られているか。

(4) 事業の実施に伴う大学の国際化と情報の公開、成果の普及

- 質の保証を伴った大学間交流の充実・発展のため、実施大学だけでなく他大学の学生も参加できる取組が設けられるなど柔軟で発展的なものとなっているか。
- 大学の国際化に向けた戦略的な目標等において、事業の意義及び方向性を明確に位置づけるとともに、相手大学も含めた組織的・継続的な教育連携を実施する体制が構築されているか。
- 本事業の取組や成果について、日露・日印間の連携強化に資する観点から、ホームページ等による公表の他、報告会、発表会等の場を設けて、各大学や学生、産業界等への普及を積極的に図るものとなっているか。
- 事業の実施、達成状況を評価し、改善を図るための評価体制が整備されているか。

- 本事業の取組に対応するため、事務局機能を強化するなど事業をサポートする全学的体制の充実（交流にかかる業務が一部の教職員に偏らないよう、窓口となる担当部署を設定し、教職員間の情報共有、意思疎通や各種問い合わせへの対応、事業運営上の関係者間の調整など）が図られているか。
- 指定した外国人教員や外国人学生とのコミュニケーションを図れる程度の能力を有する事務職員を配置できるよう、事務職員の能力向上を推進しているか。
- 質を保証する観点や学生の適切な判断・選択に資する観点から、取組の実施状況等や交流プログラムの詳細など必要な情報について、外国語による提供も含め、積極的に情報の発信を行うものとなっているか。
- 中央教育審議会大学分科会国際的な大学評価活動に関するワーキンググループ「国際的な大学評価活動の展開状況や我が国の大学に関する情報の海外発信の観点から公表が望まれる項目の例」（平成22年6月）が掲げる、国際的な活動に特に重点を置く大学において公表が望まれる項目について、大学のグローバル化に向けた戦略的な国内外への教育情報の発信を行うものとなっているか。

（5）達成目標

- 国民にとって分かりやすい具体的な目標が設定されているか。
- 将来の日露・日印関係を見据え、両国間の連携強化に資する目標が設定されているか。
- 本事業において養成しようとするグローバル人材像が明確に設定されているか。
- アウトプットだけでなくアウトカムに関する具体的な目標が設定されているか。
- 質の保証を伴った大学間交流の枠組みの形成及び拡大に向けた具体的な取組が設定されているか。
- 本事業計画において外国人学生の受入数に関する適切な目標が設定されているか。
- 本事業計画において日本人学生の派遣数に関する適切な目標が設定されているか。
- 外国人及び日本人学生数の推移については、外国人学生の受入のみに偏らず、相当数の日本人学生の海外派遣を伴う、双方向の交流活動が発展するような達成目標となっているか。
- 本事業計画において海外に留学する日本人学生数のうち、留学後に一定の外国语力基準をクリアする学生数に関する適切な目標が設定されているか。
- 本事業に参加する学生に修得させる具体的な能力が設定されているか。

（6）大学の世界展開に向けた取組の実績

- 実学的な分野を中心に、経済的・社会的・文化的認識に根ざした、日露・日印間の架け橋となる人材やリーダーの育成において実績を有しているか。

- 英語による授業の実施や留学生との交流、海外の大学と連携して学位取得を目指す交流プログラムの開発等による国際的な教育環境の構築などに取り組んできた実績を有しているか。
- 海外の有力大学が参加する国際的なネットワークへの参加や、単なる枠組みの形成にとどまらない、実質的な交流が継続して行われてきた実績を有しているか。
- 国際化に対応するため、外国人教員や国際的な教育研究の実績を有する日本人教員の採用や、FD等による教員の資質向上に取り組んできた実績を有しているか。特に、そのために国際公募、年俸制、テニュアトラック制等を実施・導入しているか。
- 英語のできる国際担当職員の配置、語学等に関する職員の研修プログラムなど、事務体制の国際化に取り組んできた実績を有しているか。
- 厳格な成績管理、学生が履修可能な上限単位数の設定、明確なシラバスの活用等による学修課程と出口管理の厳格化など、単位の実質化に取り組んできた実績を有しているか。
- 交流プログラムを実施する相手大学との交流実績を有しているか。
- 文部科学省の大学教育再生戦略推進費による経費支援を受けて実施し、終了した事業がある場合、事業目的が実現された旨の評価を得ているか。

(7) 事業計画の実現に向けた準備状況、資金計画の合理性

- 交流プログラムの実施に向けた相手大学との準備（大学ごとの役割・実施体制の明確化など）が十分なされているか。
- 資金計画が、経費や規模の面で合理的であるか。
- 補助期間終了後も継続的かつ発展的に質の保証を伴った事業が実施されるよう、将来を見据えた計画となっているか。

【タイプB：プラットフォーム構築プログラム】

(1) プラットフォーム構築プログラム（事業計画の中で申請大学が実施しようとする具体的な活動）の内容及び計画の妥当性・実現性

- プラットフォーム構築事務局として、必要な体制・環境が整備されているか。また、日露の大学間プラットフォーム構築に当たっては、平成28年12月に設置された「日露大学協会」の活動に積極的に寄与することも踏まえた体制・環境が整備されているか。
- ホームページ等を活用しながら、戦略的な国内外への情報の発信を含めた、我が国の日露・日印の大学間交流の促進に資するための計画となっているか。
- 必要に応じて産業界とも連携しながら、日露・日印の経済連携強化に資するプラットフォームを構築する計画となっているか。
- プラットフォーム構築の実現に当たって、ロシア又はインドの大学との大学間交流の十分な実績を有しており、事業計画の妥当性、実現性が高いものであるか。

- (2) 事業計画の実現に向けた準備状況、資金計画の合理性等
- 資金計画が、経費や規模の面で合理的であるか。
 - 補助期間終了後も継続的かつ発展的に事業が実施されるよう、将来を見据えた計画となっているか。
 - 文部科学省の大学教育再生戦略推進費による経費支援を受けて実施し、終了した事業がある場合、事業目的が実現された旨の評価を得ているか。

4. 審査関連情報の開示・公開等

(1) 委員会等の審議内容等の取扱について

委員会の会議、会議資料及び議事要旨は、原則公開とする。

ただし、次に掲げる場合であって委員会が非公開とすることを決定した時は、この限りでない。

- ① 審査（人選を含む。）に関する調査審議の場合
- ② その他委員長が公開することが適当でないと判断した場合

なお、専ら審査に関する調査審議を行う審査部会の会議及び会議資料については、審査の円滑な遂行確保の観点から非公開とする。

(2) 審査結果は、文部科学省へ報告する。なお、選定された事業計画は日本学術振興会のホームページへの掲載等により、広く社会へ情報提供することとする。

(3) 委員の氏名等の公開について

- ① 委員会委員の氏名は、委員会の開催の際に公表することとする。
- ② 審査部会委員の氏名については、選定後に公表することとする。

5. 委員の遵守事項

(1) 利害関係者の排除等

申請機関等に直接関係する利害を有する委員は、事務局にその旨申し出ることとし、自己の関係する申請の書面審査及び面接審査を行わない。

また、委員会及び審査部会における当該申請の個別審議に加わることができない。

(利害関係者と見なされる場合の例)

- 委員が当該大学に専任又は兼任として在職（就任予定を含む。）している場合
- 委員が当該大学の役員として在職（就任予定を含む。）している場合
- 申請された事業計画に委員が関与している場合
- その他、委員が中立・公正に審査を行うことが困難であると判断される場合

なお、上記事例のうち、中立・公正に審査を行うことが困難であると判断される場合においては、その申し出について委員長（部会においては部会長）が利害関係者に該当するか否かを判断する。

(2) 秘密保持

- 審査の過程で知り得た個人情報及び対象大学の審査内容に係る情報について
は外部に漏らしてはならない。
- 委員として取得した情報（調書等各種資料を含む。）は、他の情報と区別し、
善良な管理者の注意義務をもって管理する。

<審査の手順>

